

# 川越市上下水道局量水器購入仕様書

## 1. 件名

量水器 13mm の購入

## 2. 納入場所

川越市三久保町20番地10

## 3. 品名、各回の納品数及び納入期限等

総納品数 2,100個

第1回 納品	品名	量水器 13mm
	納品数	1,000個
	納入期限	令和8年6月18日(木)
	備考	
第2回 納品	品名	量水器 13mm
	納品数	1,100個
	納入期限	令和8年8月28日(金)
	備考	
第3回 納品	品名	
	納品数	
	納入期限	
	備考	
第4回 納品	品名	
	納品数	
	納入期限	
	備考	

## 4. 担当課

川越市上下水道局 給水サービス課

## 5. 仕様

次頁以降参照のこと。同等品不可。

## 6. 3ページ『11.仕様等』～8ページ『13.納入』で適用するメーター種別

量水器 (口径 13mm～40mm)

## 7. 補足事項

- ・第1回納品メーター番号は2600001～2601000とする。
- ・第2回納品メーター番号は2601001～2602100とする。

## 8. 適用範囲

この仕様書は、川越市（以下「発注者」という。）における以下の種類の量水器納入に適用する。

なお、「1 1. 仕様等」、「1 2. 記号及び番号の表示」及び「1 3. 納入」は、納入する以下の種類に応じて適用する。

- ・量水器（口径13mm～40mm）
- ・量水器（口径50mm～100mm）
- ・電磁式量水器
- ・検定修繕済量水器

## 9. 適用法令及び適用規格

発注者が購入する量水器は、以下の法令、その他関連法規及び適用規格等に適合するものでなければならない。

### (1) 計量法関係

- ① 計量法（平成4年法律第51号）
- ② 計量法施行令（平成5年政令第329号）
- ③ 計量法施行規則（平成5年通商産業省令第69号）
- ④ 特定計量器検定規則（平成5年通商産業省令第70号）
- ⑤ 特定製造事業者の指定等に関する省令（平成5年通商産業省令第77号）

### (2) 水道法関係

- ① 水道法（昭和32年法律第177号）
- ② 水道法施行令（昭和32年政令第336号）
- ③ 水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）
- ④ 給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成9年厚生省令第14号）

### (3) その他関連する規格等（最新版を引用する）

- ① J I S B 8 5 7 0—1 水道メーター及び温水メーター第1部（一般仕様）
- ② J I S B 8 5 7 0—2 水道メーター及び温水メーター第2部（取引又は証明用）
- ③ J I S B 7 5 5 4 電磁流量計

## 10. 定義

この仕様書における主な用語の定義は、次のとおりとする。

### (1) 新品

新たに作成した量水器を納入すること。

### (2) 検定

計量法及びこの関連法令に基づいて検定を受けること、又は検査（承認を受けた形式に適合することを確認するため指定製造事業者が実施するもの）を行うこと。

### (3) 検定修繕

発注者が検定修繕用に提供する量水器のメーターケースを再利用し、それ以外の部品を川越市承認器材に使用する部品に交換し検定を受けること。

## 1.1. 仕様等

### 全種類共通事項

納品する量水器は、計量法に基づく形式の承認を受け、形式、構造、材質、性能等において本市の承認を得たものとする。

### 量水器（口径13mm～40mm）

- (1) 量水器の構造及び材質等は次の通りとし、内部及び外部からの水分の透過、浸透等により電子回路その他の計測部の異常や表示機構の曇り等を生じさせ、メーターの機能に支障をきたすことの無いよう、適切な構造及び材質でなければならない。

#### ① 構造、主要寸法等

口径 (mm)	構造 (表示部が回転するものは除く。)	全長 (mm)	取付外形 (mm)	ねじ部山数 ※1	ねじ種類
13	接線流羽根車式単箱 乾式直読型	165	26.44	14	上水ねじ
20	接線流羽根車式複箱 乾式直読型	190	33.24	11	上水ねじ
25		225	41.91	11	上水ねじ
30		230	47.80	11	上水ねじ
40		245	59.61	11	上水ねじ

※1 ねじ山数は25.4mmにつきの数。

#### ② 材質

主要部材質は鉛フリー銅合金とする。

- (2) 量水器の目盛板は、上部を黒地とし、デジタル数字を白色とする。
- (3) メーターケースは**無塗装**とし、蓋のみ下記のとおり色を施す。  
・A25-75C (白) 日本塗装工業会 色標番号
- (4) 表示機構を覆う蓋は、容易に外れることのないように確実に取り付けること。

### 量水器（口径50mm～100mm）

- (1) 構造及び材質等は次の通りとし、内部及び外部からの水分の透過、浸透等により電子回路その他の計測部の異常や表示機構の曇り等を生じさせ、メーターの機能に支障をきたすことの無いよう、適切な構造及び材質でなければならない。

① 構造等

たて型軸流羽根車式（ウォルトマン）水道メーターとする。

接続方式は、ねじ接続またはフランジ接続とし、表紙の「**7 補足事項**」にて指定する。

② 材質

- ・ねじ接続の量水器 主要部材質は、鉛フリー銅合金とする。
- ・フランジ接続の量水器 主要部材質は、ダクタイル鋳鉄とする。

③ 主要寸法

・ねじ接続の量水器

口径 (mm)	全長 (mm)	取付外形 (mm)	ねじ部山数 ※1	ねじ種類
50	245	75.2	11	上水

※1 ねじ山数は25.4mmにつきの数。

・フランジ接続の量水器

口径 (mm)	全長 (mm)	フランジ 外径 (mm)	ボルト穴 中心円径 (mm)	ガスケット 座径 (mm)	ボルト 穴数 (個)	ボルト穴径 (mm)	フランジ 種類
50	560 ※1	186	143	100	4	φ19	上水
	245 ※2						
75	630 ※1	211	168	125	4	φ19	上水
	300 ※2						
100	750 ※1	238	195	152	4	φ19	上水
	350 ※2						

※1 メーター本体と補足管を合わせた全長。なお、特に指定する場合を除き付属する補足管は、「**伸縮補足管**」とする。

※2 両フランジ型の場合の全長。両フランジ型とする場合は表紙の「**7 補足事項**」にて指定する。

(2) 量水器の目盛板は、デジタル数字を白色とする。

(3) メーターケースは**無塗装**（フランジ接続の量水器は、**エポキシ樹脂コーティング**を行うこと。）とし、蓋の色は次記のとおりとする。

- ・ねじ接続の量水器      A25-75C（白）      日本塗装工業会 色標番号
- ・フランジ接続の量水器      A69-50T（水色）      日本塗装工業会 色標番号

## 電磁式量水器

- (1) 構造及び材質等は次の通りとし、内部及び外部からの水分の透過、浸透等により電子回路その他の計測部の異常や表示機構の曇り等を生じさせ、メーターの機能に支障をきたすことの無いよう、適切な構造及び材質でなければならない。

### ① 構造

電池式電磁水道メーターとし、電気機械器具の防水試験及び固形物の侵入に対する保護級（JISC0920）以上の性能を有すること。

また、内蔵する電池の寿命は電磁式量水器の検定有効期間以上、使用可能でなければならない。

### ② 材質

主要部材質はステンレスとする。

### ③ 主要寸法

口径 (mm)	全長 (mm) ※2	取付 ねじ部外形 (mm)	ねじ部 山数 ※1	フランジ 外径 (mm)	ボルト穴 中心円径 (mm)	ガスケット 座径 (mm)	ボルト 穴数 (個)	ボルト 穴径 (mm)
40	245	59.61	11	—	—	—	—	—
50	560	—	—	186	143	100	4	φ19
75	630	—	—	211	168	125	4	φ19
100	750	—	—	238	195	152	4	φ19
150	1000	—	—	290	247	204	6	φ19

※1 口径40mmのねじ山数は、25.4mmにつきの数。ねじ種類は上水ねじ。

※2 口径50mm以上の全長は本体と補足管を併せた長さ。

なお、特に指定する場合を除き口径50mmから150mmの量水器に付属する補足管は、**「伸縮補足管」**とする。

- (2) 表示は液晶デジタル表示とし、表示項目は積算指針値、瞬間流量値、警報表示（逆流、電池電圧低下）又はこれ以上の機能表示を有すること。

- (3) 表示機構を覆うカバーは、容易に外れることのないように確実に取り付けること。

## 検定修繕済量水器

### 【製品について】

- (1) 構造等は次の通りとし、内部及び外部からの水分の透過、浸透等により電子回路その他の計測部の異常や表示機構の曇り等を生じさせ、メーターの機能に支障をきたすことの無いよう、適切な構造及び材質でなければならない。

① 構造、主要寸法等

口径 (mm)	構造	全長 (mm)	取付外形 (mm)	ねじ部山数 ※1
13	接線流羽根車式単箱 乾式直読型	165	26.44	14
20	接線流羽根車式複箱 乾式直読型	190	33.24	11
25		225	41.91	11

※1 ねじ山数は25.4mmにつきの数。

② 材質

上ケースと下ケースは、同じ材料の組み合わせでなければならない。

なお、発注者が検定修繕用に提供する量水器のケースが以下に該当する場合、**接水部に鉛溶出防止表面処理**を行わなければならない。

- ・使用する材料が一般青銅铸件6種（JIS H5120 CAC406）の場合
- ・下ケースに材料記号の刻印がない場合

- (2) 検定修繕済量水器の目盛板は、上部を黒地とし、デジタル数字を白色とする。
- (3) メーターケースは**無塗装**とし、蓋のみ下記のとおり色を施す。
- ・A45-40P（緑色） 日本塗装工業会 色標番号 検定修繕1回目
  - ・A95-60P（桃色） 日本塗装工業会 色標番号 検定修繕2回目
- (4) 表示機構を覆う蓋を容易に外れることのないように確実に取り付けること。
- (5) 既存の検定証印または基準適合証印は確実に除去すること。  
また、メーターケースの内面及び外面はショットブラスト、洗浄等により土、さび、塗装、汚れ等の付着物を除去すること。  
なお、清掃や洗浄等に使用する器具、薬品等は、水質に影響を与えたりケースが損傷するものを使用してはならない。

【引き渡し等について】

- (1) 修繕用量水器は、以下のように分けて引き渡す。
- ・「検定修繕1回目」用 「検定修繕」を初めて実施する量水器
  - ・「検定修繕2回目」用 「検定修繕」を1回実施した量水器
- (2) 修理数は、「検定修繕1回目」量水器と「検定修繕2回目」量水器の数を合算したものとする。  
なお、発注者及び受注者協議の上、予備量水器（修繕不能分の代替）を引き渡す。
- (3) 使用しなかった予備量水器及び修繕不能と判断した量水器は、おのおの明示して、修繕量水器納品時に返却すること。明示の方法は、発注者及び受注者協議の上定める。

- (4) 修繕用量水器の引き渡し場所は川越市三久保町20番地10（川越市上下水道局倉庫）とする。  
引き渡しに用いる車両は中型トラック（通称：4トン車）まで使用可とする。

## 12. 記号及び番号の表示

### 全種類共通事項

「記号及び番号」は、市マーク及び番号（西暦の下2桁と別に指定する5桁のアラビア数字）から構成するものとする。

### 量水器（口径13mm～40mm）

- (1) 「記号及び番号」を蓋及び上ケースに、打刻又は表示させること。  
また、上ケースには材料記号も表示（鋳出または打刻）すること。
- (2) 下ケースには、口径、鋳造、材料記号（下表のとおりとする。）、製造メーカー記号及び流れの方向を鋳出または刻印により表示する。下表に該当しない場合は別途発注者と協議する。

種類	部品材料表示	材料記号
J I S H 5 1 2 0 ビスマス青銅鋳物1種、2種、5種、6種	CAC901,CAC902, CAC905,CAC906	B
J I S H 5 1 2 0 ビスマスセレン青銅鋳物1種	CAC911	
J I S H 5 1 2 1 ビスマス青銅連鋳物3種	CAC903C	
J I S H 5 1 2 0 シルジン青銅鋳物4種	CAC804	E

### 量水器（口径50mm～100mm）

「記号及び番号」を蓋及び上ケースに、打刻又は表示させること。

### 電磁式量水器

「記号及び番号」をカバー及び変換器ケースに、打刻又は表示させること。

### 検定修繕済量水器

- (1) 「記号及び番号」に続けて修繕回数を示す文字（検定修繕1回目は「A」、検定修繕2回目は「B」）を上ケース及び蓋に、打刻又は表示させること。  
なお、修理回数を示す文字の打刻順等は、発注者の指示を受けること。

【例】 検定修繕1回目 500個、検定修繕2回目 500個の合計1,000個の場合  
 検定修繕2回目：##00001B～##00500B  
 検定修繕1回目：##00501A～##01000A ※「##」は西暦下二けたを示す。

- (2) 下ケースには、口径・鋳造年・材料記号・製造メーカー記号・流れの方向の文字等を鋳出または刻印による表示とすること。

すでに刻印により表示されている文字等については、特に指示がない限り、引き渡した時と同じ状態とする。

### 13. 納入

#### 全種類共通事項

- (1) 納入場所は川越市上下水道局倉庫（川越市三久保町20番地10）とする。
- (2) 納入時間は、土曜、日曜、祝休日及び年末年始を除く日の午前9時から午後4時までとする。
- (3) 納入に用いる車両は、中型トラック（通称：4トン車）まで可とする。
- (4) 納入する量水器は、納入日の直前に検定検査を受け合格したものを原則とし、計量法による検定合格後1ヶ月以内のものとする。
- (5) 受注者は、発注者が指定した川越市上下水道局倉庫内の所定の場所までの納入作業を行う。
- (6) 納入する量水器には、納入時において計量法第72条第1項に規定する検定証印、または同法第96条第1項に規定する基準適合証印（指定製造事業者の指定に関する省令第8条第4項の規定によるシールも可とする）を付すること。
- (7) 納入する量水器の通水試験結果表及び公的検査機関の浸出試験性能成績表をそれぞれ1通提出する。提出形式は、別途発注者と受注者の協議により定める。

#### 量水器（口径13mm～40mm）

- (1) 納入する量水器は、衝撃その他の理由により損傷のないよう梱包し、指定どおりの通箱に収め納品し、メーター番号順に従って箱番号を表示し、口径、メーター番号の最小及び最大番号を明記するものとする。（搬入時には、メーター番号の小さいものが手前となるようにする。）  
また、量水器1個にメーター接続用ユニオンパッキン2枚を付属品とする。

- (2) 収納箱はプラスチック製とし、収納個数は以下のとおりとする。

口径	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm
収納個数	15個入	10個入	8個入	8個入	6個入

#### 量水器（口径50mm～100mm）

- (1) 納入する量水器は、衝撃その他の理由により損傷のないよう梱包し、梱包した箱には、口径、メーター番号を明記するものとする。
- (2) 納入する量水器には以下のものを付属品としてつけること。  
なお、受注者は、次表で指定する付属品以外で通常の設置及び使用に必要な付属品がある場合、

その旨を発注者に申し出るとともに、適宜その付属品を追加すること。

●ねじ接続の量水器

①	ユニオンパッキン	2枚
---	----------	----

●フランジ接続の量水器

①	伸縮補足管	1個 ※1
②	ビクトリックジョイント	1個 ※1
③	合フランジ	2枚
④	全面フランジパッキン	2枚
⑤	ステンレスボルト、ナット（ワッシャー付、焼き付け防止）	必要本数

※1 納品量水器が両フランジ型の場合は、付属品①及び②を除く。

**電磁式量水器**

(1) 納入する電磁式量水器は、衝撃その他の理由により損傷のないよう梱包し、梱包した箱には、口径、メーター番号を明記すること。

(2) 納入する量水器の種別ごとに、以下のものを付属品としてつけること。

なお、受注者は、下表で指定する付属品以外で**通常の設定及び使用**に必要な付属品がある場合、その旨を発注者に申し出るとともに、適宜その付属品を追加すること。

●電磁式量水器（口径50～75mm）の付属品

①	伸縮補足管	1個 ※1
②	ビクトリックジョイント	1個 ※1
③	合フランジ	2枚
④	全面フランジパッキン	2枚
⑤	ステンレスボルト、ナット（ワッシャー付、焼き付け防止）	必要本数

※1 納品量水器が両フランジ型の場合は、付属品①及び②を除く。

●電磁式量水器（口径100mm以上）の付属品

メーター本体、設置標準における設置全長に合わせた接続材料（ストレーナー、伸縮機能付）により構成（付属品込の取付両端はフランジ）し、以下のものを付属品としてつけること。

①	伸縮補足管	1個
②	ビクトリックジョイント	1個
③	全面フランジパッキン	2枚
④	ステンレスボルト、ナット（ワッシャー付、焼き付け防止）	必要本数

## 検定修繕済量水器

- (1) 納入する検定修繕済量水器は、衝撃その他の理由により損傷のないよう梱包し、指定どおりの通箱に収め納品し、メーター番号順に従って箱番号を表示し、口径、メーター番号の最小及び最大番号を明記すること。(搬入時には、メーター番号の小さいものが手前となるようにする。)  
また、検定修繕済量水器1個にメーター接続用ユニオンパッキン2枚を付属品とする。

- (2) 収納箱はプラスチック製とし、収納個数は以下のとおりとする。

口径	13mm	20mm	25mm
収納個数	15個入	10個入	8個入

### 14. 契約不適合責任

納入した量水器について、納入後12ヵ月以内に、種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であることが明らかとなったときは、受注者がその責を負う。

また、検定有効期間内に異常が疑われた場合、受注者はその原因を調査し、速やかに発注者へ報告するとともに、その対策を講じなければならない。

### 15. 疑義の解釈

この仕様書に定めのない事項又は解釈に疑義が生じた場合は、発注者と受注者との協議により定める。  
なお、契約締結後における仕様書の疑義は発注者の解釈によるものとする。